

衆議院法務委員会ニュース

平成 25.11.19 第 185 回国会第 8 号

11 月 19 日（火）、第 8 回の委員会が開かれました。

1 民法の一部を改正する法律案（内閣提出第 20 号）

- ・谷垣法務大臣、上野文部科学大臣政務官、政府参考人及び最高裁判所当局に対し質疑を行いました。
- ・階猛君外 1 名（民主、みんな）提出の修正案について、提出者階猛君（民主）から趣旨説明を聴取しました。

（質疑者及び主な質疑内容）

階 猛君（民主）

- ・政府は当初、民法改正とともに戸籍法第 49 条第 2 項第 1 号後半部分を削除することについても検討していたようだが、今回、戸籍法の改正を見送った理由について、法務大臣に伺いたい。
- ・平成 25 年 9 月 26 日の最高裁判所の判決において戸籍法は合憲と判断されたものの、法改正するに十分な理由があると考ええるが、法務大臣の見解を伺いたい。
- ・兵庫県明石市が独自様式の出生届として嫡出子又は嫡出でない子の別を記載する部分を削除したものを用意したが、法務省がその取扱いを認めなかった理由について、法務大臣に伺いたい。

田 嶋 要君（民主）

- ・我が国のインターネット上の法人登記情報については一般財団法人民事法務協会が有料で提供しているが、この法人登記情報のオープン化については、G 8 諸国の中で我が国は最下位と評価されている。公共データの民間開放を進め、世界最高水準の公開内容としていくため、インターネット登記情報提供サービスは無料とする必要があると考ええるが、法務大臣の見解を伺いたい。
- ・平成 16 年に嫡出でない子の戸籍の「父母との続柄」欄の記載内容が改められた経緯を伺いたい。また、平成 16 年の戸籍法施行規則改正以前の嫡出でない子の「父母との続柄」欄については、更正の申出がなくても、政府の責任で更正を行うことが必要であると考ええるが、法務大臣の見解を伺いたい。
- ・平成 22 年 3 月 24 日の法務省民事局民事第一課長通知『嫡出でない子の出生の届出に当たり、届書の「父母との続柄」欄の記載等がされていない場合の取扱いについて』の運用について、届書の「父母との続柄」欄に「嫡出子又は嫡出でない子の別」の記載がされていない場合の対応として、届書の「その他」欄に「出生子は、母の氏を称する。」等の例により補正することを最初から選択できるようにする必要があると考ええるが、法務大臣の見解を伺いたい。

中 根 康 浩君（民主）

- ・戸籍法において、出生届に嫡出子又は嫡出でない子の別を記載しなければならないこととなっているが、記載させることの目的及び記載がされないことによる不都合について、伺いたい。
- ・人口動態調査において、嫡出子又は嫡出でない子に関する統計を計上しているが、統計を取る目的及びこの統計をどのような政策に反映させているのか、伺いたい。
- ・結婚歴のある母子家庭の母親に対しては寡婦控除の適用があり、未婚の母子家庭の母親に対しては寡婦控除の適用がない。結婚歴があってもなくても支援が必要な場合は行うべきと考えるが、寡婦控除の適用に差がある理由について、伺いたい。
- ・報道によると、民法の改正に当たり 1 年を目途として法務省にワーキングチームが組織されるとのことであるが、どのような組織で、何を議論し、何を決めようとしているのか、伺いたい。

高 橋 み ほ君（維新）

- ・最高裁判所が法律の規定について憲法に違反すると判断した場合、裁判の確定後一定期間内に当該規定を改正する法律案を国会に提出することを明文で規定することについて、法務大臣の見解を伺いたい。
- ・非嫡出子の養育環境を整えるためには、親が扶養義務を果たすことが重要であると考ええるが、母子世帯及び父子世帯について、離婚後の養育費の受給状況及び生活保護費の受給状況を伺いたい。また、生活保護費を支給した市町村は、扶養義務のある親から費用の徴収をしているのか、伺いたい。
- ・嫡出子は高等教育を受けたが、非嫡出子は被相続人から養育費の支払いを受けず、高等教育を受けられなかった場合には、遺産分割において嫡出子の特別受益として考慮されるのか、伺いたい。
- ・非嫡出子の親に対する扶養義務について、相続分が嫡出子と同等とされることにより、親の介護等において嫡出子と同様に義務を果たさなければいけないと考えられるようになる

のではないかと、特に金銭的な負担が増えることになるのではないかと、伺いたい。

- ・相続をめぐる紛争を防止するためには、遺言制度について学校教育で教えることが重要であると考えているが、義務教育において遺言制度を扱っているのか、文部科学大臣政務官に伺いたい。

杉田水脈君（維新）

- ・最高裁判所の違憲決定を受けて国会が民意と異なる法改正をすることが三権分立といえるのか、法務大臣の見解を伺いたい。
- ・法律婚の重視と重婚の禁止とが女性を守る切り札だと考えるが、見解を伺いたい。
- ・最高裁判所における平成7年の合憲判断と平成25年9月4日の違憲判断との判断の根拠の違いについて、伺いたい。
- ・嫡出子と嫡出でない子の相続分の差異について、国際連合の関連する委員会から受けた勧告等の内容と勧告を受けた回数について、伺いたい。

井坂信彦君（みんな）

- ・最高裁判所の平成7年の合憲決定から平成25年の違憲決定までの18年間で国民の意識はどのように変化したのか、伺いたい。
- ・嫡出子と非嫡出子との相続分について、いわゆる事実婚の夫婦から生まれた単純的婚外子と重婚的婚外子とで分けて対応すべきと考えるが、法務大臣の見解を伺いたい。
- ・婚外子の相続に際し、被相続人の死亡の順序で婚外子が得をするケースが生じることについて、法務大臣の見解を伺いたい。
- ・今回の改正を遅らせた場合、どのような問題が生じるか、伺いたい。